平成２６年（フ）第１９３号
山形県東根市一本木１丁目２番15号　レオパレスさくらんぼ102
債務者　渋谷　広樹
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺弘行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７９号
山梨県南都留郡忍野村忍草2674番地１　ダイアパレス富士忍野管理室、申立時の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105番地５　レジデンス・リ・ダーナ205号
債務者　橋坂　史朗
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　貴史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３４１号
愛知県安城市堀内町屋敷９番地15　電装
債務者　小出　章人
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
佐賀県唐津市菜畑979番地
債務者　税田　和子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２号
兵庫県加西市北条町西高室489番地　市営清水団地４号棟11号
債務者　藤定ゆかり
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第９７号
仙台市泉区住吉台東２丁目７番地の13
債務者　白岩　絵美
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９６８号
千葉県船橋市習志野台８丁目３番62号
債務者　久我　浩二
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９６９号
千葉県船橋市習志野台８丁目３番62号
債務者　クガ　マリベル　マルコス（ＫＵＧＡ　ＭＡＲＩＶＥＬ　ＭＡＲＣＯＳ）
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
千葉県習志野市東習志野３丁目７番２号
債務者　滝深　進二
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９号
千葉県船橋市芝山２丁目５番４棟605号
債務者　新井　鐘男
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４０号
千葉県船橋市芝山２丁目５番４棟605号
債務者　新井　佳美
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１１号
長野市上松４丁目10番2404号
債務者　島田　健一
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２号
愛知県豊明市新栄町４丁目146番地２　志水荘207号
債務者　佐々木恵美子
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８１号
長崎県長崎市新地町６番56―1001号、旧住所長崎県長崎市築町１番４―501号
債務者　林田　啓志
1　決定年月日時　平成27年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷732番地
債務者　佃　　正一
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
長崎県長崎市宿町103番地市営宿町第３アパート２棟206号室
債務者　宮本　順子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
長崎県長崎市大手３丁目５番10―303号
債務者　藤村　洋文
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係